

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

第5回 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

《 会 議 録 》

日 時：平成16年4月7日（水） 13:55～16:15

会 場：厚田村役場2階 議会議場

第5回 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会会議録

開催日時：平成16年4月7日（水） 13:55～16:15

開催場所：厚田村役場2階 議会議場

【出席委員】（敬称略）

委員長 熊倉 正博

副委員長 阿部 政二 佐々木 友治

委員 高田 静夫 成田 一夫 羽立 福光 酒井 敏一
村重 節子 坪田 清美 伊藤 一治 後藤 崇
田中 宣律

【欠席委員】（敬称略）

佐藤 克廣

【事務局】

工藤 泰雄 清水 敬二 松儀 倫也 田中 匡 佐々木大樹
富木 則善 中村 裕一 江部 靖

【規程第6条第3項の者】 3名

議会事務局職員 3名

【傍聴者数】 7名

一般 6名 報道関係 1名

議事日程

1	開会.....	3 頁
2	協議事項.....	3 頁
	議会議員の定数及び任期について.....	3 頁
3	その他.....	20 頁
	第6回会議の開催日時等について.....	20 頁
4	閉会.....	21 頁

1. 開 会

熊倉委員長：定刻前でございますけれども、委員全員そろいましたので、ただ今から始めたいと思います。

年度初めを迎え、皆様方にはご多用の中お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

当小委員会も5回目となりました。前回は年の瀬の12月22日の開催で、約3カ月以上も間を置いての開催でございます。当協議会も3月で10回目を迎え、夏頃には「合併するとした場合の姿」を住民の皆様にお知らせをする16年度のスケジュールが示されたところであります。

当小委員会で協議している議会議員の定数及び任期につきましては、合併協議において住民の関心が非常に高い案件でございます。委員の皆様のご意見の忌憚のないご意見をいただきたいと思います。よろしくご協力をお願いいたします。

ただ今の出席委員数は12名で、定足数に達しております。

ただ今から、議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会を開会いたします。

2. 協議事項

議会議員の定数及び任期について

熊倉委員長：本日の日程は配付の会議次第のとおりでございます。

本日の協議の取進めにつきましては、小委員会も3カ月以上も間を置いておりますことから、まず事務局より、検討をしなければならないパターンの再確認と議会議員に関する基礎データが変更となった部分、並びに私が事務局に指示いたしまして作成をさせました、編入合併の先進事例などの説明を受けた後に議論を深めたいと考えております。

このように取進めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

熊倉委員長：はい、ありがとうございます。

それでは、そのように取進めてまいります。事務局、説明をお願いいたします。

中村調整班長：事務局の中村です。私の方から本日配付しております資料についてご説明させていただきます。

資料1であります。議会議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、これまで4回開催されました小委員会において、大きく8つあるパターンの中から資料にありますとおり、現在3つのパターンに絞られております。前回の開催から3カ月以上たっておりますので、確認のため提出させていただきました。

資料2であります。第2回小委員会において、資料としてこの基礎データを提出しておりますが、それ以降に報酬等の現況の部分で、厚田村の議員報酬月額と3市村の期末手当額が改正されておりますので、直近の情報として再度提出させていただきました。

資料3につきましては、第2回小委員会において提出いたしました資料に、平成16年4月1日合併の府中市と呉市、また平成16年12月1日合併予定となっております函館地域の状況を追加し、直近までの編入合併による制度適用パターンについて載せております。

資料4であります。まずの現行合併特例法の期限であります平成17年3月31日を合併期日とした場合の議員数の推移と期末手当を含む議員報酬等の推移を載せております。そのうち議員報酬等の累計額の部分を棒グラフにしております。

表の見方ではありますが、新市建設計画に伴う財政シミュレーションの期間と同様とし、平成32年度まで推計しております。議員数の推移につきましては、単年度議員数の欄は、本則を適用し30人で推移した場合と、在任特例を適用し、石狩市議員の残任期間である平成19年5月10日までの特例期間のみ50人、以降は26人で推移した場合とに分け記載しております、その下段の累積議員数の欄は、単純に単年度議員数を累計していった数値であります。議員報酬等の推移につきましても、同様の見方となっており、本則と在任特例を比較しまして、高額となっている部分に網かけをしております。単位は万円となっております。

議員報酬等の累計を表した棒グラフにつきましては、横軸が年度、縦軸が報酬等の累計額、単位は万円となっております。年度ごとに2本ずつの棒がありますが、左側が本則による場合、右側が在任特例による場合となっております。28年度までの12年間は在任特例を選択した場合の方が高額となりますが、29年度以降は反対に、本則を選択した場合の方が高額となるのがわかります。

次のページ、は現在国会で審議中であります合併特例法の一部改正法案が可決された場合の合併期日の延長の最大値であります平成18年3月31日を合併期日とした場合のシミュレーションでありまして、23年度までの6年間は在任特例を選択した場合の方が高額となりますが、24年度以降は反対に本則を選択した場合の方が高額となるのがわかります。とを見比べて、実際の合併期日が平成17年3月31日から平成18年3月31日の間になりますと、この6年から12年の間で同様の現象が起こることになります。

資料5につきましては、函館地域の在任特例に至った経過と道内協議会の議論の状況が掲載されました新聞記事を参考までに載せております。

資料の説明は以上であります。

熊倉委員長：5分程度ちょっと暫時休憩して、資料を確認していただきたいと思います。

(休憩)

熊倉委員長：それでは、休憩前に引続き、会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、当委員会で選択するパターンは、地方自治法及び公職選挙法の規定により、石狩市の現行条例定数26人を変更して議員定数を地方自治法上の上限30人として、合併時に厚田村、浜益村に選挙区を設け、おのおの2名ずつ選挙するパターン1-4、図の1番目です。

2つ目は、定数は26人で変更しないで、合併特例法第7条第1項第2号を適用して、石狩市の議員の任期の平成19年5月10日まで、厚田、浜益村の議員は在任するパターン3。この場合におきましては、議員の数は平成19年5月10日まで50人となります。これは図の2番目ですね。

最後のパターンは、まだ検討しておりませんが、パターン3を選択した場合において、在任特例期間後の一般選挙において、定数特例を適用するとした場合は、3市村に選挙区を設け、石狩26、厚田村、浜益村各1名を選挙する合併特例法第7条第3項を適用するパターン5の3つのうちからの選択となります。

ただ今の事務局の説明に関しまして、ご意見、ご質問を伺いたいと思います。何か理解できない部分がありましたら、何なりと受けたいと思います。

ないようですか。理解できますか。

(「なし」の声)

熊倉委員長：ないようでございますので、次に進みたいと思います。

前回までの委員会におきまして、委員全員から発言をいただき、共通委員を除くと石狩の委員全員と浜益の後藤委員の5名がパターン1 - 4の合併特例法を適用しないパターンを、厚田の委員全員と浜益の佐々木、羽立委員の計5名が在任特例のパターン3を選択しております。委員の皆様のご意見は全く二分されております。

お尋ねをいたしますが、前回から約3カ月たち、ただ今の協議などにより考え方を変えた方、又は2つの考え方に分かれている現状を打破できるようなご意見をお持ちでしたら、発言を受けたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

もう出尽くしていますか。はい、後藤委員。

後藤委員：ただ今委員長の方から先般石狩の委員と同じくパターン1 - 4の方で私も賛成してきたのですが、その後浜益の委員方ともいろいろ協議した結果、先般函館の方の合併問題から見て、また今回ここに資料がありますように、日本各地の合併状況を見ていると、やはりこの合併後2年間はその小さい村なりの悩みもたくさんありますので、私は在任特例ということで、石狩市の議員の任期の期間中、厚田も浜益も全議員がこぞってこの地域をどうするというところで話し合ったらいいのではないかとということで、ちょっと考え方を変えたということでございますので、その点だけ。

熊倉委員長：わかりました。全く二分していたわけでございますけれども、言葉の表現は適当でないかもしれませんが、四分六になったような感じを受けるわけでございますけれども、その他何かご質問、ご意見がございましたら受けたいと思います。

ないようでございますか。

(「なし」の声)

熊倉委員長：ないようでございますので、ここで若干の時間、10分程度休憩をいただきたいと思っております。

(休憩)

熊倉委員長：休憩前に引続き、会議を再開いたします。

今、浜益の後藤委員からご意見がありましたので、かなり今までの様子とちょっと変わるという形の部分がございまして、確認の意味でパターン1 - 4、これは30人でやる部分と、合併特例法、在任特例を使って50名でやる場合のこの下の部分、26であくまでもやる部分と、この下のパターン5の部分についてはよく理解できますよね。委員の皆さんは理解できると思うのですが、この部分の選択を私はもし50で在任特例を使った場合、どのようにするかということをお聞きしたいなと思っておりますけれども。

はい、高田委員。

高田委員：今、浜益の後藤委員が自分の意見を言ったわけですが、その内容は函館という名前が出ましたよね。それはこの間報道されたように、函館は4つの町村の中で各議員報酬が別々になりましたよね。その方式を条件として50ということに考え方を変えたということですか。

熊倉委員長：後藤委員。

後藤委員：報酬のことはこの委員会で決めることないと思うのですよね。この小委員会の中では定数だけであって、私は議員報酬までは言ってないですよ。そこまで言ってないです。

高田委員：事務局にちょっとお伺いしたいのです。この定数と任期に関して、関連ある事項の中で、当然そういう関連ありますよね。それは議論の対象にならないというか、例えば結果が出て、

条件を附帯するとか、全体協議会の委員長報告の中で、例えば今、後藤委員の言っているように、函館市の方式のような形が附帯意見として委員長報告できるような小委員会の議論はできないということですか。できるということですか。

熊倉委員長：工藤事務局長。

工藤事務局長：本協議会からこの小委員会に付託されているのは、あくまでも定数と任期の関係でございます。報酬額を直接的に議論するということにはならないだろうと。本協議会の方で特別職の報酬関係は案件として出しております。今継続になっていますので、本協議会で協議できる場というのはございます。

この委員会で、例えば定数を導くためにその条件としてこういう附帯意見というのが出てくれば、合併協議ですので直接的にその報酬を幾らにするかという協議をこの場ですということには多分ならないと思うのですが、定数を導き出すための意見として出てくるというのは、それは合併協議ですので自由にやれると思います。それを本体協議の中で、こうでないと今継続になっている部分は本協議会の中で、こうでないとだめだということではなくて、小委員会としての意見として出す分については、委員長報告という形になるうかと思えますけれど、構わないと思います。

熊倉委員長：はい、高田委員。

高田委員：いや、私はこの条件というのですか、これは非常にパターン1 - 4とパターン3を決めるのに単刀直入に短絡的にどっちがいいのかと言われて、その中でもって、やっぱりこれは大きな条件というか要素になると思うのですね、議論の。それで今ちょっとお伺いしたのですよね。

熊倉委員長：はい、委員長として、実は今、高田委員がおっしゃられるようなことは当然心の中にはございます。そのようなことで恐らく厚田、浜益の委員におかれまして、そういう部分の心はないとは思いませんので、もしせっかくこの部分が今、高田委員から出ましたので、厚田、浜益の委員がそれぞれのお考え方お持ちであれば、このパターン5を決める前に、もし発言をしていただければありがたいなと、こう思っております。

はい、羽立委員。

羽立委員：この報酬の問題は、石狩市にも審議会があると思います。その審議会で審議して、初めて報酬問題が浮上してくるのだと私は考えてございます。以上でございます。

熊倉委員長：その他、もし関連の部分がございましたら。

高田委員、どうぞ。

高田委員：今の羽立委員の認識で事務局よろしいのですか。

熊倉委員長：暫時休憩いたします。

(休 憩)

熊倉委員長：それでは、休憩前に引続き、会議を再開いたします。

今、私も委員長として皆さん方に心という言葉をお願いしているわけですが、先ほど事務局からの説明がございましたように、附帯意見としては付けられるということでございます。

そのようなことですので、今のこの参考資料等にもございますので、そういうことも含めてということであれですが、どうですか。

羽立委員。

羽立委員：報酬問題はまず附帯条件としては附帯されるということですが、この

いわゆる合併特例法、これと今の1 - 4のパターンとそれからパターン3ですか、そしてパターン5とございまして、この問題を避けて決めた方がいいのではないかと私は思うし、委員の皆さん方にお取計らい願いたいと思います。

熊倉委員長：今、羽立委員から、先にこのパターン1 - 4、今私が逆にパターン3の在任特例を使った場合は、結果的にパターン5が絡んでくるのですよということでございます。それはここに書いてあるとおりでございますので、結局私は委員長として提案いたしたいのは、在任特例を使った場合は、26の定数をずっとそのまま続けるという形が望ましいのではないかと。今までのいろいろなご意見を参考にして、その方が適当ではないのかなと、こう思っているわけでございますけれども、もしこの私の発言にいろいろご意見がございましたら、承りたいと思います。

はい、伊藤委員。

伊藤委員：例えば、今、委員長おっしゃられましたように、在任、これを使って、例えばパターン5の場合でいきますと、今、委員長定数26は固定したいというようなニュアンスの旨のご意見だったように思いますけれども、そうすると石狩選挙区24ということですか。パターン5を使った場合。

厚田選挙区1名、浜益選挙区から1名といったら28になるんでないですか。

熊倉委員長：ちょっと暫時休憩いたします。

(休憩)

熊倉委員長：休憩前に引続き、会議を再開いたします。

ただ今、伊藤委員がおっしゃられたことに対しては、よろしいですか。

伊藤委員：よろしいです。

熊倉委員長：理解できました。

その他、もしまだやっぱり疑問があるなと思う方は、どうぞご意見をいただきたいと思います。

はい、酒井委員。

酒井委員：先般もとんでもない案を出して却下されましたけれども、やっぱりパターン3でやるとすれば、一番問題なのは議員報酬の件で、これをいかに住民の皆さんに理解をもらえるかということで、やはりこの小委員会でもう少し具体的にこの議員報酬についても突っ込んで話し合いをした方がいいのではないかと、そのように考えております。

熊倉委員長：はい、わかりました。この意見について、皆さんからいろいろご意見をいただきたいと思っておりますけれども。

はい、阿部委員。

阿部委員：阿部です。

今、酒井委員がおっしゃられたことについては、私も賛成です。この在任特例の一番の障害になっているのは、やはりこの経費の面だと思いますので、この辺がすっきりしないうちは、やっぱりどうかという気がしますね。ですから、この小委員会で私はかなり議論した方がいいと思います。

熊倉委員長：今、阿部委員からもそのようなお話がございましたが。

羽立委員。

羽立委員：議員報酬の問題は附帯意見としてできるという審議でございますけれども、私はやっぱり3人ではちょっと議員報酬に対しては今日具体的に決められるということとはできないと思います。持ち帰ってやはり議員と私委員長やっております合併問題特別委員会がございまして、

その中でやっぱり議員の皆さんから意見を聞いて、調整したいと考えるので、よろしくお願いたします。

熊倉委員長：委員長としては、今日は結論を見出すところまではいかないのかなという気持ちもありますけれども、概ね全部そういう部分で持ち帰る部分については、私、今日想定をしてきたのは、この2つに最後絞る、在任特例を使った場合は、少なくとも今先ほど申し上げたような部分を今、阿部委員、酒井委員が言われた部分も関連するわけでございまして、そのことによって持ち帰ったときに、例えば浜益もそうでしょうし、厚田もそうですけれども、石狩あたりも特にこの意見の中の部分では重要視される部分なのかなと、こう思っておりますので、もう少し議論をしていった方がいいのではないのかなと思うのですけれども、どうでしょう。

はい、成田委員。

成田委員：私はこの案件というか、それに大体報酬の部分というのは一切触れていないわけですよ。これ本体でやることであって、今それを議論したいのであれば、本体に戻して、本体からまた受けるという形をとって、正規にやっぱり俺はやるべきだと思う。それはやっぱり本体で決めて、こっちにおろしておいて、そのないものを議論するなど、関連だから議論するというのは非常におかしい。私はそう思います。議論してもやぶさかではないよ。やぶさかではないけれども本筋から外れる。以上。

熊倉委員長：私の配分で資料4を提出はしているのですけれども、その意見になりますと、正直言って前回と重なる部分が結構あるわけですがけれども、今の意見に対して、他の委員の意見があれば受けたいと思いますけれども。

はい、坪田委員。

坪田委員：この委員会でどっちかを出さなければいけないわけでしょう。

熊倉委員長：そうです。

坪田委員：本会議にね。そのために必要だから、報酬について話そうと言っているのではないですか。

熊倉委員長：ええ。

坪田委員：それ本会議にまず諮ってから、また戻ってきてという話にはならない。本会議にどっちと出さないとやっぱり本会議の中で報酬について話せないから、1回引き下げたのだからというのが1つと、それから四分六とかと議長おっしゃっていましたが、合併する側とされる側というのかな、吸収合併なのでそういうふうになるのだと思うのですけれども、その意見が完全に二分した状態で、人数で決めるのですか。以上2つ。

熊倉委員長：後ろの方は特に私が発言して結構だと思うのですけれども、私は前にも言っておりますけれども、場合によってはやはり採決ということがあり得るということを私は申しております。そうでないとやはりこの小委員会の答申といいますか、結論は出ないと思いますので、そのことについては私が答弁しておきますけれども、前段の部分につきましては、これは事務局にちょっと、私としてはどちらかという、今発言された坪田委員さんの方の意見に沿いたい方でございますけれども、難しいですよ。

はい、伊藤委員。

伊藤委員：非常に難しい部分だと思うのですよね。

例えば、前回の委員会でも具体的に2年間約50人でやるとすれば、何億何千万云々という報酬の意見もございましたよね。そういうような形の中で、ではそれをクリアできれば、そのため

に人数を縮小するのか、それから議員報酬の云々という話にもなろうと思うのです。

そういうことを想定して話した結果、本会議ですべて否決されたら、これは議員定数の部分まで、この部分の予算額の部分を想定した上で、議員定数を我々が結論出したとするならば、その予算額の部分で本会議で否決された場合には、当然その基礎の部分がなくなるから、我々の議員定数の50名なり30名なりという部分のその整合性というのはとれなくなることになりますよね。

総体で5億なら5億の議員報酬が必要だとする、50人いたとすれば。それなら、いや、それはもう当然多いはずだから3億にしよう。3億にする場合、例えばそれなら50人もとても抱えられないよ。では30人にしようかと。基本的に予算が先あって、定数がその上に乗った場合、予算が合併協議会で否決された場合に、否決された予算の中で、この30人を決めた我々の結論は何だったのかということになる。だから、あくまで報酬を私はまず置いておくべきだと思う。私の意見ですからね、これ。他の人どうだか知りませんが、私はやっぱりどのパターンを使って、どの関連はするけれども。

熊倉委員長：はい、坪田委員。

坪田委員：だってね、判断材料として50がいいのか、30がいいのかって、議員でもない何でもない人間が考えたときに、判断する材料はやはりその報酬の部分だったり、お金がどうなってしまうのかなという部分を抜きに、50と30、多いから、少ないから、意見がどうかという部分ももちろんありますよ。だけどそれともう1つはやっぱりお金のことが判断材料だから、ここでどっちかに判断しなければならぬ委員会だから、そこを抜かして考えられないのではないかなと思うのです。

熊倉委員長：はい、後藤委員。

後藤委員：坪田委員に反論するわけではないのですけれども、私当初は、在任特例で2年間は全議員と一緒にこれいろんな協議会で問題討議するのだけれども、残ったいろんな課題があると思うので、2年間は全議員がやっぱり浜益も厚田もそれぞれ議員が減ったときには話できないことも、全議員がいればできるだろうから、その2年間は全員が残ってやってくださいと。

確かに、この報酬はやっぱり切っても切れないことであるし、市民、村民がやはり理解してもらわなければならないことであるし、だけどこれは、この委員会の中では決定できないことなんだよね。協議会で決めることであって、ここで何ぼにしますよ、石狩の議員に合わせますよ。厚田、浜益は現在あるそのまままで上がっていくよと、こういう意見があったとしても、これがここでどういうふうに絞ったとしても、最後はこの小委員会で決めることでなくて、今、伊藤委員が言ったように、ここの小委員会で決めたことがそのままいけばいいのだけれども、覆された場合にはその定数もご破算になるよという判断になると思うのですよね。

熊倉委員長：坪田委員。

坪田委員：函館はどうやって決めたのでしょうかね。函館がこういう結論を出した経緯がもしわかれば、それを事務局なりにご説明願いたいなと思う。函館こうやって出してきてるしょ。どうやってここへ出すまでの段階を踏んだのでしょうかね。

熊倉委員長：暫時休憩いたします。

(休 憩)

熊倉委員長：休憩前に引続き、会議を再開いたします。

先ほどの経過の中で、函館の合併に至った経過がもしわかればということいろいろお話しし

たところ、共通委員の田中委員の方で、できるだけわかる範囲で説明をしていただけるということですので、田中委員、よろしく願いいたします。

田中委員：私の方も函館市と周辺4町村の合併協議の状況について、正式に照会してペーパーをもらったものではありませんけれども、知っている限りちょっとお話ししておきたいと思っておりますけれども、3月29日に函館の法定協議会で先ほどから言われた在任特例というものが了承されたということです。

その経過としては、その法定協議会で法定定数派とそれから在任特例派ということで、このことと同じですけれども、意見が対立したということで、その函館市を除く4町村の議会ですら意見を集約してほしいということでお願いをして、その結果を函館市の議会で検討することにしました。まずはそこが1つですね。

それから、持ち帰って4町村の議会ですらいろいろ検討した結果、在任特例ということで意見を取りまとめた。そういう意見が取りまとめられたので、今度函館市では在任特例を使うと、今の市議会議員の定数が34人ということで、4町村の議員を足すと50人と。全部で在任特例使えば84人なんですけれども、34人よりも4町村の議員50人ということでかなり多くなるということで、議員の間では法定数だという意見が多数を占めた。市民からも在任特例に対する反発の声が多かったということです。

しかし、意見が対立したままでは、この合併協議が進まないとする意見もあって、結果的に函館市議会側が折れる形で在任特例とすることを了承した。その中で折れる条件として、これは新聞情報になりますけれども、最終的に町村側に配慮すべきだという、そういう函館市の意向が働いて、報酬については現行、市の報酬、町村の報酬を据置くという条件付きでいいだろうと。函館市側が折れるという形で了承されたというようなことを聞いておまして、ただ現行といっても、最終的に議員の報酬に差を付けるということで了承されたみたいですけれども、最終的に議員の報酬の額については、今後検討されていくのではないかなというようなことは聞いています。以上です。

熊倉委員長：ありがとうございました。

今、やはりお互いの譲り合いというような部分が随分出ているのだらうと思います。そこで、ちょっと私の進め方も悪かったせいか、すぐ報酬の方に行ってしまうので、金銭に絡みますので、まず本題に戻したいと、こう思うのはパターン1-4の30人、それと在任特例の50人、まずこれを決めるわけですけれども、今日は先ほども前段で申し上げましたように、今日は結論を見出さないよと。そして持ち帰ってもう1回各地域の皆さんによく相談して、またこの次ぐらいに結論という考え方で私はおります。それで、どうしてもこの30人でやるのか、50人ですか、これをまず議論をしていただきたい。先ほど私が四分六というような言葉は、これはあくまでも一応後藤委員がそういうことになったのでということでございますので、その議論をまずしていただきたいということでございます。

坪田委員：今まで4回持ち帰る機会は何度もあったと思うんですね。それから今まで4回どっちがいいかと同じことをずっとしゃべってきてますよね。それでまた持ち帰って、私地域に帰っても余りディスカッションする人いないのですけれども、議員の人たちは持ち帰っては議員でお話ししてきたのだと思うんですね。それで今この意見なのではないかなと思うので、それで30がいいか、50がいいか議論するといっても、お金のことは言うなと言われると、何議論していいかわからない。私はどっちでもいいですけれども、でも地域から2人でも十分意見は出せるので

はないかと前に言ったのですよ。そうしたら、議会は数だと言ったので、今回も数で決まりそうですし、やっぱり、ああ、議会は数なんだと思うから、では50でもいいのですよね。でもその50か30について、話せと言われても、報酬のことはしゃべるなという、何しゃべっていいかわからないですね。

熊倉委員長：報酬のことは先ほど田中委員が言ったように、この後もう少し話したいのですけれども、まずこの本則のどちらを選択するかということを決めて議事録に残していかないと、正直言って事務局も困るわけですし、私も委員長としてやっぱり困るわけですよ。それから順番に、もし先ほどの報酬というような部分がまだ本則の30人というのは、もう今ここで概ねは何か流れとしては、50人を選択して在任特例を使うということになれば、今の言うもうちょっと掘り下げていった方がいいのかなという部分です。

高田委員。

高田委員：委員長、どちらか選択するという言い方をするから誤解を受けるので、実は合併特例法適用しない場合、1-4のパターンはこれ1つだけなんです。それで合併特例法を適用する場合のパターン3とパターン5の選択をどちらかにまず先にしないと、それを先ほど委員長が言ったように、パターン3というのは50人でいって、平成19年の5月11日に石狩市議会議員の在任期間終わるときに、その後は定数に戻るとすると26になりますよね。それからパターン5は同じく平成19年5月11日に28というふうに出てきているのですけれども、これは厚田選挙区と浜益選挙区の1人ずつということでもって28という数字出てきているので、このパターン3とパターン5をどちらかを特例法を適用する場合、今2種類出てきていますので、これを3か5、どちらかをまず決めるのが先だと思うのです。そうではないですか。

熊倉委員長：そうですか。今高田委員の言われていることはわかります。

それでは、30と50と私ちょっと事務局と打合せしているのですけれども、この2つに絞って議論しなければならないのですよね。

高田委員：だから、それはおのずと合併特例法を適用しない場合は、もう30と出てきているのですよ、ここに。

熊倉委員長：はい、そうです。

高田委員：特例法を適用する場合に今2種類あるから、これを1つに絞ってほしいということ。パターン3かパターン5に。

熊倉委員長：それでいいのですか。

それでは、今、高田委員が言われた部分で絞っていくと、パターン3に絞って、私最初からもう1回言い直しますけれども、本則30と50がございませぬ。これはどちらかにするか決めなければならないのはこれ原則ですね。それから今日は2つに絞って議論今していました。それから、ついではそのパターン1-4とパターン3に絞って議論したいということとございませぬけれども、どちらかを選ぶかということですかね。どちらかを選ぶというのではなくて。

暫時休憩します。

(休憩)

熊倉委員長：休憩前に引続き、会議を再開いたします。

大変混乱いたしまして、すみません。

実は事務局の段階と私ども先ほど決議とっていないものですからあれなんですけれども、合併特例法を適用する場合、先ほど私、26名と言いましたよね。高田委員も今2とおりにあるという

のはそのことを言っているわけですね。26で進む場合と28で進む場合と。この決議を先に議論したいと思います。

私の委員長の希望としては、合併特例法を適用する場合は26をお願いをしたいというこの意見についてはどうでしょうか。もしいろいろ議論があればお伺いしたいと思います。

はい、佐々木委員。

佐々木委員：私は前々からこのパターン3ということでございましたので、定数26、特例期間のみ議員数50、そしてその後は一般選挙ということでいいのではないかと、このように考えておりました。

熊倉委員長：一般選挙26でいいのですね。

佐々木委員：そうです。

熊倉委員長：その他のご意見ございますか。

(「なし」の声)

熊倉委員長：なしとの声もございますので、在任特例を使った場合は、議員定数は26で以後いくということを決議してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

熊倉委員長：パターン3でいくということで。

次に、先ほど混乱しました本則の合併特例法を適用しない場合の部分と合併特例法を適用する場合、この議論に入りたいと思います。

高田委員：その話になりますと、当然2つに1つですから、1-4と3のどちらかになりますので、これまで4回、今日5回目ですから、議論した中で先ほど5人と5人、それから4人6人になりましたけれども、そういう結論とるのなかなか難しいと思うのですね。

それで、前回の第4回のここに議事録あるのですけれども、田中委員が意見を述べたのですけれども、地域自治組織等の小委員会との課題がやっぱりこの小委員会も強いと思うのです。それは今地域自治組織等小委員会、4月9日にあるのですけれども、まだ国の方から地方制度調査会ですか、それまだ来ていないようなので、例えば地域自治組織の法人格のあるとかないとかの問題も議員の定数にかかわってくることもあるので、田中委員が言われたように、地域自治組織のあり方も含めて、いろんな密接に関連するものもありますので、ちょっとその自治組織の方の小委員会の方の内容も考えながら、この委員会も進めて、ちょっと時間的なそういうあれをとりたいたいと思うのですよね。1-4にするのか、3にするのか、これを。

それで、議員報酬もその状況の中に入って、いきなり定数をパターン3にして全体協議会の方に持っていくと、やっぱりかなり批判も出てくるだろうし、下手すると否決されるような可能性もありますので、それで私はそこを心配して、ある程度やっぱり附帯意見をもし付けれるのであれば、付けてほしいなという考えで、さっき質問したのですね。ですから、地域自治組織等の小委員会の運びを見ながらやっていきたいと思うので、今日は1-4、3というのはもうこれまで4回議論してきたと思うのですね。今日は後藤委員が考え方を変えたということでもって、それぐらいであとはほとんど意見変わりないと思うので、どうでしょうかね、その辺。

熊倉委員長：はい、阿部委員。

阿部委員：私、今、高田委員の後段の部分は私ももう確かにパターン1-4と3について委員長が議論してくれというのは、私も自分の意見は出していますけれども、今前段の部分の地域自治組織の動きを見ながら、この特例法を適用する、しないを決めてほしいというのは、私は絶対違

うと思います。

熊倉委員長：今、田中委員から挙手がありましたので、どうぞ。

田中委員：私の前回の意見が今の話題になっているようですけれども、私が言ったのは、当時まだ地域自治組織の関係の法律関係が見えていない段階でしたので、要するに地域の声がなかなか法定数でいけば聞こえないという話が出ましたので、もし地域の話が聞こえないということであれば、そういう地域自治組織というものができて、その中でも地域の声というのは反映できるかもしれないので、その辺も様子を見ながらどうしたらいいか考えたらいいのではないのでしょうかということを言ったわけで、どちらかを決めるのにという話では。

熊倉委員長：ええ、そうですね。議事録見たらそうですものね。

阿部委員。

阿部委員：逆に地域自治組織を考えるのであれば、私はこの合併特例法を適用する、しないのいかんによって、逆にその地域自治組織の方が変わってくるのだという考え方になるのではないのでしょうかね。

熊倉委員長：前段、高田委員も阿部委員も議論は結局本則の1 - 4と3のどちらかという意見の討議はもう出尽くしているぞという解釈でいいですね。その後、そういうことであれば、他の委員もそういう認識の仕方よろしいですか。

(「はい」の声)

熊倉委員長：そういうご意見でございますし、次私はやはりもし在任特例、パターン3を使うとしたら、先ほど高田委員から言われているそういう費用の関係ですか、この部分今度議論に入っているのかとは思っておりますけれども。

村重委員。

村重委員：報酬費のこともそうなんですけれど、ずっと1回目から4回目の委員会の中で出てきていたと思いますが、私も言ってきたのですが、いかに住民の方たちが納得できるような条件なり、理由なりというものがやはり必要になるのであって、私も30人であっても、50人であっても、何ら差しさわりは無いのですが、ただ50人になった場合に、やはり附帯説明なり附帯意見なりというものをかなり付けていかなければ難しいだろうと、なので前向きにメリット条件をたくさん探していく方が多分話は早いのではないのかなというふうに思いますし、これ以上先延ばししたところで、いつまでたっても決まらないというふうに思うので、やはり本会議に出せるだけのものは持っていかなければいけないのではないのかなというふうには思いますけれども。

熊倉委員長：今、村重委員からは恐らくそういうメリットの部分、結局在任特例を使った場合のそういうメリットの部分をよく出していかないと、市民、村民に納得いかないのではないかとこの意見もでございますので、私は本来はタブーなのかもしれませんが、ある程度のそういう部分は議論した方がいいのではないかと。

今日は私は結論は見出さない方がいいと思いますけれども、こういう意見もあったよ、こういう条件もいかなものかという部分をむしろ委員皆さんから積極的に出していただければなと思っています。

羽立委員。

羽立委員：50人体制というのは、私考えてみますと、浜益、厚田の議員も同じだと思うのですが、合併協議会の中で今までに新市になってから調整する問題、あるいは検討する問題というのがたくさんございます。その関係ではやはり村民、あるいは市民に対してそれを趣旨徹底

するためには、議員が50人で2年間でこれを整理するのが妥当だと私は考えて、この50人体制というものを支持したのでございます。以上でございます。

熊倉委員長：今、羽立委員の部分はよくわかるのですがけれども、その他何か。

坪田委員。

坪田委員：村重委員と同じような意見なのですが、やはり市民を納得させられるような附帯説明みたいなものがないと、それこそ合併してから報酬などは決めればいいのだけれど、合併自体だめになってしまうというかな、このことで。可能性だってあるわけでしょう。それでメリットの部分、納得できるようなものを少しここで話したらどうだろうかということになるのだと思うのですよね。

それで、例えばたった2年ではありますが、今かかっている報酬額がありますよね。例えば月に1,000万かかっていたとしますでしょう、でもそれが合併して石狩市の報酬に合わせたら、これが2,000万かかると。合併することによって2,000万かかってくるんだよということになりかねませんよね。そういう条件で出すか、それとも、ああ、今1,000万かかっていますと。合併して50名にしてもこの厚田、浜益も入れて今1,000万かかっているものをこのままキープしながら、何とかやっていっていただきたいとか、そんなような附帯意見付けたら、ああ、まあ金額変わらないのであれば、それでもいいかななどというふうに市民は納得するわけでないのでしょうかね。

熊倉委員長：羽立委員。

羽立委員：ただ今の意見はごもっともでございますけれども、我々ここで今浜益3人、厚田3人が決めることはできないですよ。議員は私たちの方は2名なんです。後藤委員は農協の方から出ていますので。そしてあと10人がございます。厚田の方もそうだと思いますので、そして私は先ほど来しゃべっておりますけれども、合併問題特別委員会の設置しました議会で委員長を私はやっているのです。その関係上、この合併問題特別委員会でもって、この報酬の問題などもやはり審議しまして、そして再度この小委員会において審議していただければ幸いです。以上でございます。

熊倉委員長：今、ちょっと私、羽立委員から一応地域の代表でもございますし、皆さんそういう意見も結構なんですけれども、できれば例えば先ほど田中委員が説明していただいた函館がそういう経緯に至ったという部分なども、私が先ほど心に皆さんがとめてという部分ですけれども、個人としてのご意見でもこれは結構だと思うのですけれども、ただどうしても持ち帰ってということであれば、それでも結構ですけれども、あくまでも今日は結論は見出せません。私も委員長としては今日は見出す気持ちもございません。

でも、やはり少し掘り下げた議論をしていかないと、皆さんが持ち帰ったにしても、どこまでどういう形があるのかという部分が参考になりませんので、できればやっぱりおのおの心にあることをやっぱり言っていただければなんと、こう思っております。

村重委員。

村重委員：例えば、報酬費を幾らにしましょうとか、細かいことをこの委員会から先ほどから出ているように決めることはないと思いますし、する必要もないと思いますし、ただ報酬費のことは先ほどから出ているように、判断材料の1つとしては絶対ひっかかることで、そのときに、私は議員ではないですから、議員の方から、やはり経費のことに関してはきちっと考えさせていただきますと、そういう言葉が1つ出れば、私たちは納得するのですよね。

ただ、それが出ないで考えましようといっても、なかなか難しいので、今そういうことも各議会の方に持ち帰っていただいて、自分たちが合併した場合、どういうふうになってしていただけるのかというようなことも、要は各議会でのシミュレーションみたいなものも、考え方も出していただくと、私たちはとてもわかりやすいなというふうに、それは石狩含めて3市村でそういうふうに思いますね。

熊倉委員長：はい、成田委員。

成田委員：だから、最終的にどうしても行き着くところは何かということ、金なんだよ。財政なんだよね。そうしたら財政だけでそれが事済むのということになるわけでしょう。今までの協議会の中で財政もひっくるめて議論してきたかといったら、そんなことはないわけでしょう。

だから、地域性だとか、住む村民なら村民、その感情だとか、いろんな部分があるわけですよ。石狩はいいですよ。はっきり言わせてもらえば。吸収する側だから。俺らは行く方だから、はっきり言って。そこの村民感情などというものは、石狩市は本当にわかってもらえているかな。

例えば、あなたたちが札幌市と合併するよといったときに、石狩区としてなったときに、定数今26でしょう、それが3とか5になるわけだよ。それで市民の皆さん、議会の皆さんがはいはいと、2つ返事でOK出せるかな。そういうもろもろの全体のこと考えながらここで議論していかないと、ただ財政だけで議論してしまうと、この協議会そのものが俺は壊れると思う。そんな議論にはならないと思う。参考までに。

熊倉委員長：はい、羽立委員。

羽立委員：財政問題今出ましたけれど、財政問題言ったら大変なんです、これは石狩市だって。石狩市も新聞紙上で見ましたら270億の債務ございますね、借金。その他に今石狩開発の問題だってあるのですね。319億円の債務あるのですよ。石狩市が第三セクターでどの程度負債を持つかわかりませんが、以上のような問題がございます。

やはり、浜益もゆるくない、厚田もゆるくないのです。石狩市もなおゆるくないです、これ。はっきり言ったら。合併した上でもって合併特例債というものが来るから、これを石狩市が有利に新市にもって使うということが1つの基本なんです。よくその辺も考えてください。以上です。

熊倉委員長：はい、坪田委員。

坪田委員：いや、だからね、お金ないんだから、どうするんだっていう話でしょう。もう十分石狩だって借金あって、みんな借金まみれだっていうことはわかっているわけですから、では、私もその地域性だとか、合併する側、される側の気持ちの問題わかります。だから私は50でもいいと思っている。だけど、では50にした場合に、お金ないんだから、報酬費を抑える気があるんですか、ないんですかって、では、本当にはっきり聞きたい。

熊倉委員長：成田委員。

成田委員：だから、この小委員会では、報酬の議論はできないことになっているの。これ何と書いている。定数だよ。定数と任期のその部分だけだよ、やるのは。報酬までやれるという何かあるの。これは反対に事務局に聞きたい、そうしたら。これで議論できるのかどうなのか。

熊倉委員長：暫時休憩いたします。

(休 憩)

熊倉委員長：休憩前に引続き、会議を再開いたします。

ただ今の成田委員の発言について、事務局に確認をとります。

事務局。

清水事務局長：先ほど来の議員報酬の関係です。それについての議論についてなのですが、先ほどもご説明しましたように、この定数に絡めた附帯意見として議論を行い、それを協議会の方に小委員会での附帯意見として出していくことはやぶさかではございませんし、可能でございます。

ただ、小委員会としての決定として、それをこうするというような確認事項として協議会に上げることはできません。そこをご理解いただければと思います。あくまでも上げるときは在任特例にしる、本則にしる、この本則であればこういうふうな附帯意見として、これを尊重して協議会で決定いただければという話ですね。在任特例であれば在任特例で、こういうような小委員会としては意見を持っているので、それを尊重の上、決めていただきたいと、そういうふうな意見を付けることは可能でございます。以上です。

熊倉委員長：附帯意見は簡単に言いますと、付けることはできるということでございますので、ちょっと暫時休憩をしてみたいと思います。

(休憩)

熊倉委員長：休憩前に引続き、会議を再開いたします。

いろいろ意見が沸騰しておりますけれども、ここで附帯意見が出る前に、まず一定の方向を見出したいなと。それは何か行ったり戻ったりしているように思うかもしれませんが、ここで今日は結論出すわけでないですけれども、一定の方向を見出すために、このパターン1 - 4とパターン3、このいずれかの方向をまず見出したいと。それからまたいろいろパターン3の方に基づいて決まれば、またご意見があるそうでございます。

このパターン、決をとるということではないと思うのですが、私の委員長の今までの雰囲気として、パターン3の方向性を見出したと、こういうふうに決定してよろしいですか。

後藤委員。

後藤委員：附帯意見の前ということですが、私そのためにちょっと言いたいのですが、このパターン1 - 4から3に変えた意見と申しますか、その内容的なことで、その附帯意見に関することなのですが、言っているのか。

熊倉委員長：見出すための意見であればいいのですけれども。

後藤委員：それでは、言わせてもらいます。

私、パターン1 - 4で最初賛成してきたのですけれども、これはやはり経費節減という意味からも私は村民、市民が納得する人数ないですかということでしたのですけれども、今回ここで合併特例法を適用する場合のパターン3の方に賛成したというのは、そういうことでありますけれども、たまたまその地域の声が届かないということでございますので、それ50人を2年間ということになると、やはりここで村民、市民が石狩の議員に合わせる報酬となれば、これはやはり確かにそのとおりだと、前に言ったような話で、これはそうなったのかなとなれば、やはり石狩に合わせるとなれば、相当金額大きくなるので、石狩市民も浜益、厚田村民も納得しないということが考えられるので、私は先ほど田中委員の方から言われましたけれども、函館は4つの町村の方に協議を委ねたということをお聞きすると、今回この報酬は避けて通れない50人の問題、そしてまた1 - 4の問題には触れる問題で、私は石狩市に合わせるというのではなくして、函館の方の例に合わせて、格差を付けるというような附帯意見であれば、石狩市民も厚田村民も浜益村民も納得できるのではないかと、そういうことが附帯意見になれば、このパターン3になるか、パターン1 - 4になるかということになれば、判断材料が1つ確実性があると

ということで、今言わせてもらったのですけれども、その附帯意見としては、その金額が現状でいくのでなくして、石狩の市会議員の報酬そのままいくのか、厚田そのままいくのか、浜益そのままいくのかでなくして、差は付けるよということであれば、納得してもらえし、協議会の中でも通っていけないのではないかという判断するのですけれども。

熊倉委員長：ご意見として承っておきます。ありがとうございます。

私ども先ほど申し上げましたように、いずれにしても方向性を今日は見出すということをお約束しておりますので、後藤委員が前段で申し上げたように、考え方が変わられたと、こういう形の中で私はパターン3が方向性として見出されたのではないのかなと、こう私は思うわけでございますけれども、皆さん、そのような一定的な方向を見出したということで、結論づけてよろしいですか。

はい、高田委員。

高田委員：先ほど来、委員長、結論を見出さないということを言っているのですけれども、方向性というのは言葉は違って。

熊倉委員長：一定的ですよ。結論でないですからね。

高田委員：2つに1つ。それでなおさら羽立委員の方から持ち帰って附帯の方も特別委員会ありますので、検討したいということでもって言っていますので、方向性となると何かパターン3と今委員長言っていましたけれど、そうではなくて、次回でもいいと思うのですね、その辺は。もう議論は尽くされているわけですから。パターン3という言葉が出てしまっているからね。

熊倉委員長：パターン3ということが、概ね一定的な方向が見出されれば、次またご意見があるということなのです。厚田、浜益から。

高田委員：浜益もですか。

熊倉委員長：ええ。今後藤委員も言われたような。

高田委員：特別委員長の羽立委員が持ち帰っていきたいと言っているわけですから。

熊倉委員長：そういうことで、どうですか、この方向性を見出すことは反対ですか、それでは。

阿部委員：今委員長がそういう形で方向性イコール決定みたいなニュアンスの言い方をされた今の時点でですよ。石狩の委員が、では、この決定を持って戻ったときに、納得して帰られるのですか。はっきり言って。私はちょっと疑問だと思うのですよね。

ですから、やっぱりそういう意味では、委員長が方向性を今この段階で自らの委員長発言でなされるのではなく、もう少しやっぱりそれぞれの委員のそれぞれの立場の思い、それから羽立委員おっしゃっていますけれども、これもまたこの両方を決めるのに、議会に戻って委員会ということになると、それも必要なのかもしれませんが、やはり我々はそれを代表して来ている委員ですから、それぞれの個人の資格でいいですから、やはり私はここで個人の意見としての表明は委員皆さんなさるべきだと思うのですよ。それから方向性というものを委員長が把握されればいいと思うのですけれど。いかがでしょうか。

熊倉委員長：そういうことであれば、私の前言は取消させていただいても結構です。まだまだ意見が足りないということであれば、おっしゃって結構だと思いますので。

阿部委員。

阿部委員：そういうことであれば、私も方向性ということで、自分なりの考え方を再度、前にも私は自分の考え方を述べておるのですけれども、合併特例法を適用するパターン3という考え方の立場から、あくまでも浜益、厚田村は言うまでもなく吸収される立場です。これが協議が順調

にいて、平成17年3月31日で期限切れた時点で、仮に4月1日から新市として発足したとなれば、我々の在任期間は最長2年間になりますよね。

ところが、現時点で17年の3月から1年間の猶予ができていますよね、合併するまでに。そうなりますとこれが18年の4月などということになると、1年間ですよ、我々の在任期間というのは。その後は数名の議員は自動失職ですよ、もうはっきり言って、立候補しない限り。

それと、最初1年間の期間の間に、新市になった時点で、私は厚田村のことを言いますと、前に言ったことなんですけれども、やっぱり厚田村の歴史は130年あるのですよ。伝統もあるし、文化も130年培ってきたものが、やはり我々は1年、あるいは2年の期間でやはりその行く末を見届けるといったらおかしいですけども、やっぱり地ならしをしなければならぬだろう。私は1年2年では短いと思っているぐらいなのです、逆に言うと。

ですから、そこに今のそれぞれの両村の議員が参加して、最大2年しか活躍する場がないわけですよ。下手すれば1年ですよ。それと厚田村、浜益村の村民合わせて約6千人弱ですよ。その人方の思いを我々は託されているわけですから、それが経済的な部分だけでもって1年間在任することが金かかるということで、両村民の思いを極端に言ったら踏みにじるような、無視するような金の問題だけで言うのであれば、私はこの協議は成り立たないと思うのですね。

その辺で、私は例えば議員になったときの費用ということでは、私も先ほどおっしゃったように、函館方式なり、何なりの考えは持っています。それは私も皆さん方と検討して、何が何でも新市になったのだから、石狩に合わせるとか、そんな考えは毛頭持っていないから。函館スタイルでも結構ですし、これは断言できません。私1人が決めることではないし、私の思いですからね。

ですから、今までの3市村の歳費そのままでもいいのかな。函館方式みたくいいのかな、あるいは他に方法があるのであれば、そういったものを議論して、決めていってもいいなというふうに思っていますので、そこら辺を酌んでいただきたい。そして、私はあくまでもこのパターン3でいてほしいなという思いであります。

熊倉委員長：今、阿部委員からはそのようなことでございますので、かなり具体的な部分が出てきたわけですけども、後藤委員と同じような意見であったかなと、こう思いますので、どうですか、その他に。

はい、羽立委員。

羽立委員：先ほど来から私申し上げておりますけれども、議員報酬の件についてはタイトルにないわけですね。だからやっぱり私ら特別委員会の委員長として、以前にはこのパターンで審議しましたがけれども、この議員報酬の問題は今回初めて提案されてきた問題でございますので、私と副議長の佐々木委員とでは、とてもこれは決めることはできないので、先ほど来、私は持って帰って、委員会でもって皆さんの意向を聞いて、そして再度この場でその意見を述べたいと言っているでございます。以上でございます。

熊倉委員長：その他、厚田、浜益の委員で発言があれば、お願いします。

はい、伊藤委員。

伊藤委員：私も前々から意見を述べてまいりましたけれども、ここに前回田中委員が在任特例の意義について若干触れておられまして、合併協議会において作成されます市町村建設計画、こういうものの実効性を高めるために、合併前の議会議員が合併後も引き続いて、その合併市町村の議会の議員であることを一定期間保障して、その意見等を市町村計画等に反映させることが必要

であると、そういう観点から在任特例を採用すべきだというふうに私は述べてきました。

そして、私は合併の形式の時点で、編入合併に賛成しました。5万人と厚田、浜益合わせて5,000人編入、これは常識的判断かなと、私の判断ですけれどね。それでその時点で、合併がもしもされた場合にはうちの特別職の首を切る形になるかと思います。

それで、議員だけが12名安穩として新しい新市の中で、市議会議員としての肩書きのもと、市議会議員並みの報酬をいただくというのは、私はちょっと良心的にきついところがあるのかなという気はいたしております。

ですが、市の中で、例えば函館市のように、報酬に5段階の格差があるとか、3段階の格差がある、このことについてはちょっといかがなものかと。それで浜益の議会予算、厚田の議会予算、石狩の議会予算、これを持ち寄ってシャッフルして、今まで以上の増大はしないで、その中で1段階なり2段階なり、もしくは平等なりできちっと予算組みをすべきではないかというふうに思います。

いずれにいたしましても、50人が例えばとっていただけという形で、パターン3でいきますと、これはやっぱり市民感情的にも、村民感情的にも、村長の首切っておいて、議員だけ行くのかという、こういう部分も出てくると思います。ですからそれ以上の部分では、まだ十分考慮する必要が、議論する必要があるというふうに思います。ただ、今の時点では、私個人の考えですけれども、私はそういうふうに思っています。

熊倉委員長：わかりました。

はい、酒井委員。

酒井委員：とてもいい案が出まして、今の議会の経費が増えないような考えで、皆さんが思っていたのであれば、私も特例法を適用するのはやぶさかではないと、そのように感じております。

熊倉委員長：その他。

はい、坪田委員。

坪田委員：私もさっきから言っているように、これ以上報酬を出さない形で何とかできるという条件付きというと、また怒られますけれども、そういう部分であれば阿部委員や伊藤委員のおっしゃるとおりだと思うのですよね。持ち帰って話してもらえればいいと思います。議会議員のことなのでね。

さっき言っていたのですけれど、この委員会に議員がいなかったらどうなっていたらうねと。委員の中に議員が1人もいなかったら、どっちになっていたらうねと2人で話していたのですけれどね。いらしたからいい意見になって。でも、やっぱり報酬のことはつくではないですか。どうしてもそこを含めた形でいくので、その辺をもう一度報酬のことについて2つの村が持ち帰っていただいて、パターン3になりそうだが、報酬の方どうだと、また意見を持ってきてもらえれば、次はもう決められるのではないですか。石狩も高田委員が持って帰って。3で割って平均してもいいよとか、そういう意見を出していただければいいということでしょう。

熊倉委員長：どうですか。方向性を見出す1つの材料になるわけでございますけれども、高田委員、特別ございませんか。

それでは、本日はこの一定の方向性を見出す、それはパターン3で一応見出したということによろしいですか。見出したということは、それでもって持ち帰って、再度検討してみてくださいということですよ。決定したと言っているわけではないですから。

それと、今盛んにいろんなニュアンスでやはり財政に絡む部分を報酬と言っていいですか、議員報酬についての部分がクローズアップされているわけでございますけれども、これも一応一定の方向できちっと条件をそういう方向性があったということで認識して、一応議事録に残しておくということで結構ですか。

(「異議なし」の声)

熊倉委員長：そういうことでしたら、大体本日の議論は出尽くしたのかなとは思うのですが、何かまだ言い残したことがございましたら。

(「なし」の声)

熊倉委員長：それでは、これから議事としては持ち帰って、3市村で協議してもらおうということでよろしいですか。

(「異議なし」の声)

熊倉委員長：暫時休憩します。

(休憩)

熊倉委員長：休憩前に引続き、会議を再開いたします。

事務局から再度確認をしていただきたいということでございますので、委員長として確認をいたします。

一応、方向性としては、パターン3、ただし附帯意見、報酬等についての検討を行うということで、各地域に持ち帰って検討することとして、次回結論を出したいと思いますが、これで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

熊倉委員長：はい、ありがとうございます。

本日、そうしたら、この程度で協議は終わらせていただいてよろしいですか。

(「異議なし」の声)

熊倉委員長：それでは、本日はこの程度といたしたいと思います。

以上、ないようでございますので、本日の協議は終わります。

3. その他

第6回会議の開催日時等について

熊倉委員長：なお、最終の意見を取りまとめをいただきまして、いつ次回の委員会を開催するか、これは皆さんの都合もございますけれども、この前のような方法で出席、欠席をやってよろしいですか。

(「異議なし」の声)

熊倉委員長：それでは、事務局、そのようなことでよろしいですか。

工藤事務局長：次回の開催予定はただ今委員長申し上げたように、各市村で意見を取りまとめた後ということになりますけれども、日時については私ども腹案は用意はありますが、先ほど言ったように、葉書でのやりとりということになろうかと思っておりますけれども、次回結論を最終的に出すということでございますので、委員全員の出席をいただきたいということで、日程をきちっと決めたいと思います。場所につきましては、浜益村ということでございますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

後藤委員：概ねいつごろ。急いでやるか、普通にやるか。

熊倉委員長：各やっぱり市村持ち帰って、決議というか、してきていただかなければならないので、1週間等ではなかなか結論を見出すことが難しいと思いますので、一応今月の末頃ということではよろしいですか。そのような予定でいかがでしょう。よろしいですか。

（「異議なし」の声）

熊倉委員長：それでは、次回の開催日時は決まっておりますが、事務局によって調整をいたしたいと思います。

4.閉 会

熊倉委員長：以上で、本日の委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございます。

上記小委員会の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 16 年 4 月 27 日

議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

委員長 熊 倉 正 博